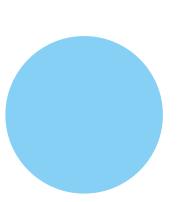
# 第4章 喫緊の重要課題



# 第4章 喫緊の重要課題

障がい者実態調査や各団体等から意見をいただいた施策の現状と課題を踏まえ、本市では、次 に掲げる4つを喫緊の重要課題として取り組んでいきます。

## 1 ライフステージを通した支援

(1) 将来に向けた夢づくりの推進【乳幼児・就学期】

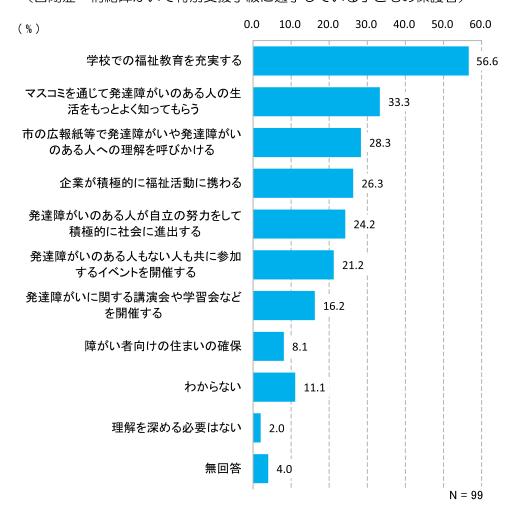
## 【現状と課題】

差別や偏見などの「心のバリア」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期から人権や福祉にかかる教育や交流活動を積極的に推進していかなければなりません。また、障がいのある子を持つ家庭は、障がいについて理解し、その特性を受け入れる必要があります。本市では、現在、乳児全戸訪問や乳幼児健診、相談を通じて障がいのあるこどもや困り感のあるこどもをサポートしていく取り組み及びその環境整備を行っています。

障がい者実態調査では、発達障がいのある人への市民の理解を深めるためには何が必要かという問いに対し、「学校での福祉教育を充実する」(56.6%)との回答が過半数となっていることからも、福祉教育等の充実は重要な課題であると言えます。

すべての障がい者に対する支援を継続して実施するとともに、ノーマライゼーション\*の理念を市民一人ひとりに浸透させるため、就学期からの社会福祉学習支援事業による福祉教育や人権・福祉にかかる教育・交流活動の取り組みをより充実させ、障がいの有無にかかわらず、ともに尊重しあえる関係づくりをしていかなければなりません。

図表 15 発達障がいのある人への市民の理解を深めるためには何が必要か (自閉症・情緒障がいで特別支援学級に通学している子どもの保護者)



資料:総社市障がい者実態調査結果

## 【今後の取り組み】

## ◎乳幼児期から就労まで一貫した支援

本市における障がい等により支援が必要とされる乳幼児・児童等に対し、乳幼児期から児童期を経て就労の段階まで、発達障害支援コーディネーターを設置し、関係機関との密接でスムーズな連携を図りながら、一人ひとりに合わせた継続的な支援等を実施します。

発達障がいの一貫支援フローチャート(図表17)では、乳幼児健診時における気になる子どもとその家族への呼びかけや教育委員会や児童担当部署で実施する「そうじゃ式早期一貫サポートシステム」等による積極的な関わりづくりから、発達障害支援コーディネーターや関係機関と連携しながら、早期発見・早期対応につながる取り組みを実施します。

保育所や幼稚園から小中学校、高等学校、そして就労期まで一貫した支援を実施することにより、将来に向けた「夢づくり」を推進していきます。

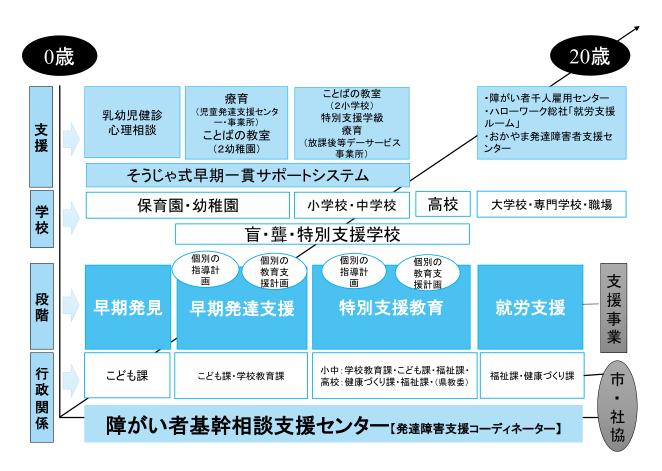
また、学校への福祉教育の充実を働きかけるとともに、児童福祉法に基づいた障がい児通所支援や障がい児入所支援を実施していきます。

図表 16 福祉教育の充実のための取り組み

#### ノーマライゼーションの理念浸透と 障がいを問われない夢づくりの実現 乳幼児期からのサポート 社会福祉学習事業 教育・交流活動 訪問や健診、相談によるサ 市民を対象とした講演 体験や実習、当事者か ポートから保護者の早期理 会,シンポジウムや障 らの経験談などによる 解・受け入れによる特性に がい者と交流を深める 就学期からの理解 配慮した教育 福祉フォーラムの実施 福祉教育の充実

資料:福祉課

図表 17 発達障がいの一貫支援フローチャート



資料:福祉課

#### (2) 「障がい者千人雇用」の実現【就労期】

#### 【現状と課題】

本市の従業員50人以上の企業の障がい者雇用率は、法定雇用率\*(2.0%)に対して2.29%(平成26年6月1日現在)となっており、雇用率は上昇してはいますが、これには、福祉的就労事業所が加わったものであり、まだ雇用率未達成の企業があるなど、就労環境は依然厳しい状況が続いています。

一方で、ハローワーク総社を通じた障がい者の求職状況や就職状況は、ここ数年増加傾向にあります。また、実態調査の結果では、現在仕事をしていない人のうち、少なくとも仕事をする意欲のある18歳から64歳までの障がい者の割合は、身体障がい者が67.0%、知的障がい者が69.2%、精神障がい者が56.4%と高い状況になっています。

しかしながら、今後の千人雇用事業の次なるステージに備えるため、4年間の実績から見えてきた、就労事業所の工賃向上や特別支援学校との強い連携体制づくり、働く意欲はあるがマッチングが困難であること、自立に近づくための一般就労への移行などの課題に取り組んでいきます。

図表 18 企業規模別の障がい者雇用状況

平成23年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
56~99人	16	1,156.0	14	1.21
100~299人	14	2,128.0	28.5	1.34
300 人以上	5	2,723.0	49	1.80
計	35	6,007.0	91.5	1.52

平成24年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
56~99人	15	1,046.5	8	0.76
100~299人	17	2,493.0	36.5	1.46
300 人以上	5	2,670.5	50	1.87
計	37	6,210.0	94.5	1.52

資料:福祉課

平成25年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
50~99人	16	1,164.5	9	0.77
100~299人	15	2,094.5	32.5	1.55
300 人以上	5	2,566.5	46	1.79
計	36	5,825.5	87.5	1.50

#### 平成26年6月1日現在

規模	企業数	労働者数(人)	障がい者数(人)	雇用率(%)
50~99人	19	1,394.5	59.0	4.23
100~299人	12	1,785.5	32.0	1.79
300 人以上	6	2,851.0	47.0	1.65
計	37	6,031.0	138.0	2.29

資料:ハローワーク総社

資料:福祉課

• 障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む

図表 19 総社市の障がい者数

	身体	知的	精神	合計
全年齢	2,402人	431人	245人	3,078人
一般的な就労年齢年	672人	269人	_	941人
(18歳以上65歳未満)	0127	2007		
(20歳以上65歳未満)	_	_	200人	200人

平成26年4月1日現在

・身体と知的の重複障がいはダブルカウントあり

図表 20 障がい者の就労者数

	一般就労	福祉的就労	
市内事業所	317人	263人	
市外事業所	148人	81人	
総社市役所	15人	_	
小計	480人	344人	
合計	824人		

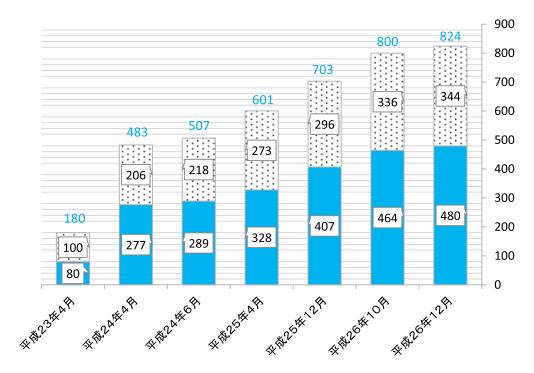
平成26年12月1日現在

○障がい者の就労者数については、①から③に該当する障がい者数

- ・総社市内の事業所において就労している障がい者
- ・総社市外の事業所において就労している総社市民の障がい者
- ・ 就労支援ルームを通じて就労するなど総社市の取り組みに基づき 就労している障がい者

図表 21 障がい者千人雇用における就労者数の推移

■一般就労者数 □福祉的就労者数

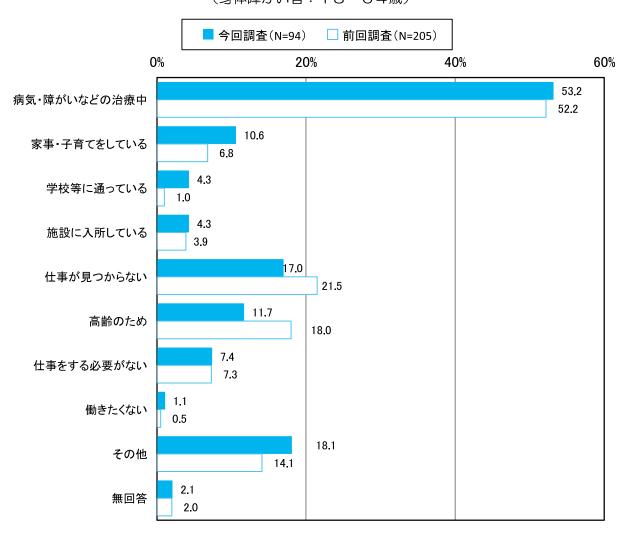


資料:福祉課

平成26年12月1日現在

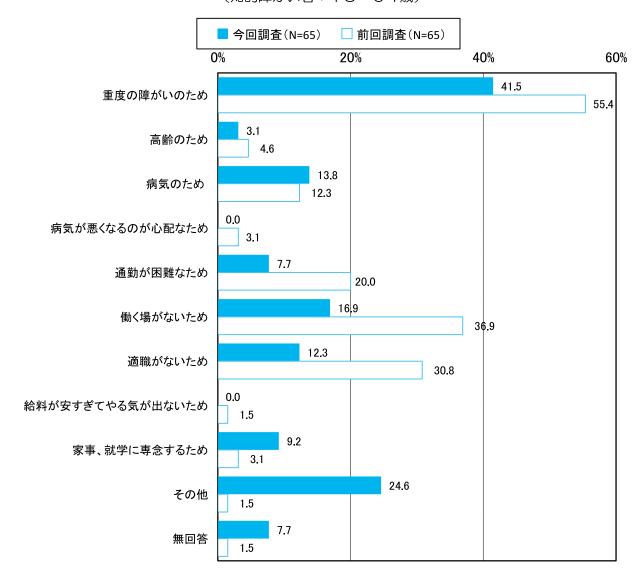
本市では、平成24年4月に総社市障がい者千人雇用センターを設置し、障がい者の雇用について強力に取り組みを進めています。「総社市障がい者実態調査」の結果では、身体障がい者は、現在仕事をしていない人のうち、「仕事が見つからない」と回答した人の割合は、前回調査(21.5%)から大幅に低くなり、17.0%となっています。

図表 22 働いていない理由 (身体障がい者: 18~64歳)



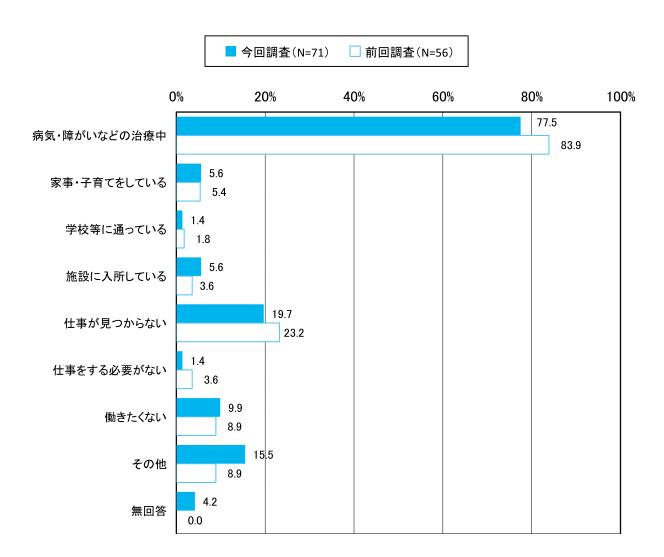
知的障がい者では、現在仕事をしていない人のうち、「働く場がないため」と回答した人の割合は、前回調査(36.9%)から大幅に低くなり、16.9%となっています。また、「適職がないため」(30.8%→12.3%)、「通勤が困難なため」(20.0%→7.7%)など、就労を巡る環境は前回調査時点から大幅に変化している様がみてとれます。

図表 23 働いていない理由 (知的障がい者: 18~64歳)



精神障がい者では、現在仕事をしていない人のうち、「仕事が見つからない」と回答した人の割合は、前回調査(23.2%)と比べると低下していますが(19.7%)、他の障がい種別と比べるとその幅は限定的だと言えます。

図表 24 働いていない理由 (精神障がい者: 18~64歳)



#### 【今後の取り組み】

#### ◎障がい者への就労・生活支援

国が障がい者の就労と生活支援の双方を行う拠点施設と位置づけている障害者就業・生活支援センターと同様の機能を持つ全国初の市単独施設として、平成24年4月から「障がい者千人雇用センター」を設立し、障がい者の自立を目指し、新規就労者・新規就労先の開拓、職場定着に向けた支援や生活支援などを行うことで障がい者雇用の推進を図っています。

また、ハローワーク総社に設置した「就労支援ルーム」及び相談支援の拠点施設である社会福祉法人総社市社会福祉協議会の「障がい者基幹相談支援センター」を活用し、あらゆる障がい者の特性に応じた総合的な就業・生活支援体制を強化していきます。

障がい者千人雇用における就労者数は、平成26年12月1日現在で、824人となっています。障がい者千人雇用事業は、平成27年度が最終年度となりますが、それは1つの通過点としてとらえ、その期間に関わらず、千人の雇用が達成された後も、行政目線の「千人雇用」から当事者目線の「生きがい」「労働の楽しみ」として、障がいのある方1人ひとりの就労・生活支援及び今後の課題についても全力で努めていきます。

#### 千人雇用を実現し、日本の形を変えていく総社市の体制

#### 総社市役所

#### 【今後の主な取り組み】

- ①就労事業所の全国平均を上回る工賃の確保 大口サービスをシェアできるシステムの構築 競争力のある商品づくり
- ②特別支援学校との連携 卒業後の雇用先は総社市が全て担うという強い意志での連携
- ③雇用ニーズのマッチング 多様性のある就労事業所の設置と雇用のニーズをマッチング し、定員数の確保
- ④就労事業所から一般就労への移行 独自施策である「就労移行支援金」の周知と活用

## 障がい者一人ひとりが自立して暮せる社会の実現

障がい者千人雇用センター

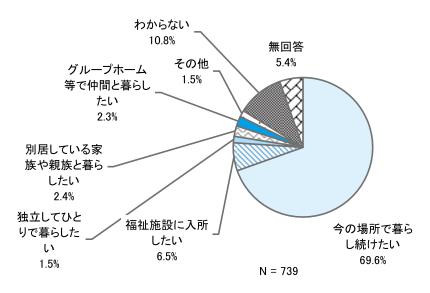
ハローワーク

#### (3) 安心した老後のための居住支援【高齢期】

#### 【現状と課題】

本市では、施設のバリアフリー化や市民の利用が多い公共建築物の改修工事についても、できる限り施設改善に努めています。ただ、一方で、家での一人暮らしや家族と同居されている人の将来の居場所や住まいも考えていかなければなりません。現状では、「今の場所で暮らし続けたい」や「別居している家族や親族と暮らしたい」「独立してひとりで暮らしたい」という割合が過半数以上となっており、将来を見据え、施設入所やグループホームでの生活を考えている人は、少数傾向となっています。

図表 25 将来、どのように暮らしたいか。(単数回答) (身体障がい者)



資料:総社市障がい者実態調査結果

# 【今後の取り組み】

# ◎安心して生活できる居場所づくり

障がい者が生活しやすいよう住宅改造の助成など周知普及を図りつつ、将来、家での生活が困難になり、さらに、家族が面倒を見ることができなくなった後、安心して生活できる居場所や住まいとして、自立支援協議会を中心に、福祉施設への入所やグループホームでの生活の活用を検討していきます。

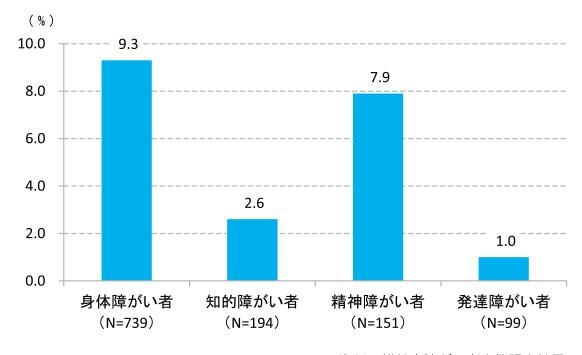
また、福祉施設の整備や公営住宅・民間アパートなどの活用も検討し、個々に見合った障がい福祉サービスを活用しながら、「家から地域へ」、そして最終的には、「終の棲家」の確保となるよう取り組みを推進していきます。

# 2 相談できる機関の周知と活用

## 【現状と課題】

障がい者のもつ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、これまでも身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員\*等による活動や、市役所、相談支援センター等において様々な相談業務を行ってきました。しかしながら、「総社市障がい者実態調査」では、障がい者の不安や悩みの相談先として十分に利用されているとは言えない状況です。また「相談できる人がいない」との回答も少なからずあり、特に身体障がい者(9.3%)、精神障がい者(7.9%)は他の障がい種別と比較して相談できる人がいないと回答した人の割合が高くなる傾向にあります。



図表 26 相談できる人がいない人の割合

#### 【今後の取り組み】

#### ◎各分野にわたる相談支援センターの周知と活用

本市では、相談内容に応じて、相談支援センターを設置しています。

相談内容	名称	所在地
雇用	障がい者千人雇用センター	
障がい福祉サービス	障がい者基幹相談支援センター	総社市中央一丁目1番3号
虐待・住まい・犯罪被害など	権利擁護センター	村は「日」日」金ので
生活困窮	生活困窮支援センター	

障がい者がより気軽に相談することができるよう障がい者千人雇用センター、障がい者基幹相談支援センターの周知と活用に努めるとともに、権利擁護センターと生活困窮支援センターとも連携を強化していきます。

障がい者とその家族がより気軽に相談することができる障がい者の生活支援,雇用,権利擁護の機能を持った各センターの拠点を1か所に集約しています。このきめ細やかなサポート体制を活用して一人ひとりの生活に密着し、生きがいを持った日々を安心して暮らしていける生活環境を提供していくことに努めます。障がい者が生活苦とならないために、セーフティーネットの役割を持つ生活困窮支援センターとも連携を強化していきます。

この相談支援センターは、障がいのある子どもが地域生活へ移行する説明会等において、相談支援機関として関わりを持ってもらうことを推進していきます。

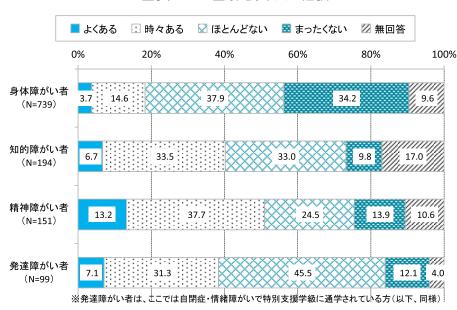
また、相談支援における好事例の紹介や困難事例を検証するために、講演会やシンポジウム、報告会などを実施し、その役割を広く周知していきます。

## 3 差別問題への対応

#### 【現状と課題】

「総社市障がい者実態調査」(以下,実態調査)の結果からは,障がいがあるために差別を受けたり,いやな思いをしたりした経験がある人が依然として多くある現状がうかがえます。

本市では、市ホームページや「広報そうじゃ」及び「社協だより」のほか、啓発用ポスター等を通して幅広い啓発・広報活動を行ってきました。しかしながら、前回調査(平成23年)から比べても、精神障がい者を除きすべての障がい種別で差別が「よくある」「時々ある」と回答した人の割合が高くなっており、これまでの啓発等の取り組みが目に見える効果に繋がっていないことが分かります。



図表 27 差別を受けた経験

資料:総社市障がい者実態調査結果

## 【今後の取り組み】

## ◎障害者差別解消法に対応した取組

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進す ることを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律」(「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されます。

本市では、法施行に伴い、その準備として、社会的障壁の除去の実施について、地域における環境の整備などの合理的な配慮がなされるべく、地域自立支援協議会等でその対策を検討し、条例等の制定を行います。

## 4 防災対策の推進

#### 【現状と課題】

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限にとどめることが大切です。また、関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害や犯罪などの被害に遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策が必要となります。自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助、共助の精神の養成を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきます。

「総社市障がい者実態調査」によると、身体障がい者の54.8%、精神障がい者の45.0%が、災害(地震や火事など)で避難が必要になった場合、「手助けが必要」と回答しています。また、知的障がい者の38.7%は災害が起こった場合「自力で避難できるとは思えない」と回答しており、さらに62.4%が避難場所、避難経路を「知らない」と回答しています。

#### 【今後の取り組み】

## ◎避難行動要支援者名簿等を活用した支援体制の確立

避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練、避難場所・経路の周知や施設関係者への理解を図るなどの必要があります。

そういった中、単身世帯の方や「手助けが必要」とする方々も多く、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に1人でも多くの要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、災害対策基本法に基づいた「避難行動要支援者名簿」を作成します。

名簿作成後は、個人情報を配慮したうえで、地域の支援者等へ情報を提供し、実効性 のある避難支援が実施できるシステムの確立について、関係機関や地域とも連携しなが ら取り組んでいきます。

また、要支援者をはじめ、介護などを必要とする方のための福祉避難所も指定しており、利用者の把握等を行ったうえで、支援学校などを視野に入れた福祉避難所の拡大についても実施していきます。